

植物防疫所 病虫害情報

No. 86

2008・11・15

植物検疫措置に関する国際基準

はじめに

植物検疫措置に関する国際基準（International Standards for Phytosanitary Measures：ISPM）は、科学的根拠に基づいた効果的な植物検疫措置を適用するためのガイドラインとして作成されている。ISPMは、国際植物防疫条約（International Plant Protection Convention：IPPC）の規定に基づき定められており、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（Sanitary and Phytosanitary Measures：SPS協定）」の規定にも適合しているものとされている。

本誌の第83号（2頁目Ⅱ植物検疫措置に関する国際基準）において、ISPMの全般に関して紹介しているため、そちらを参照してほしい。今回は、ISPMの概要について簡単に触れた上で、これまで採択されたISPMを中心に紹介し、ISPM策定の現状を述べる。

1. ISPMの概要

IPPCの第10条には、IPPCの加盟国は、その条約に関連した行動をとるに際して、ISPMを適宜考慮する旨が記述されている。

ISPMを策定するメリットとして、①IPPCの加盟国がISPMを遵守することで、危険度評価手法、検疫措置の適用の違いによる植物検疫措置適用上の混乱を回避し、植物検疫措置の国際調和を促進すること、②既存の有効な検疫措置（植物検疫システムや消毒処理方法等）に係る情報や指針をISPMに明記し、加盟国間で共有することにより、加盟国の植物検疫

能力の強化を図る、などが挙げられる。

また、ISPMはSPS協定上の「国際基準」と位置づけられており、WTO加盟国は自国の検疫措置を科学的に正当な理由がある場合を除き、国際基準に基づいてとることが規定されている。

2. これまで採択された主なISPM

ISPMの策定は1993年から始まり、現在までに31のISPMが採択されている（下表参照）。

表 これまでに採択されたISPM

2008年10月現在

番号	ISPM名
1	国際貿易における植物の保護と植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則
2	有害動植物危険度解析の枠組み
3	生物的防除資材及び他の有用生物の輸出、積荷、輸入及び放飼に関する指針
4	有害動植物無発生地域の設定のための要件
5	植物検疫用語集
6	監視のための指針
7	輸出証明システム
8	地域における有害動植物の状況の決定
9	有害動植物根絶計画のための指針
10	有害動植物無発生産地及び有害動植物無発生産用地の設定のための要件
11	環境危険度及び改変された生物の解析を含む検疫有害動植物のための有害動植物危険度解析
12	植物検疫証明書のための指針
13	不適合及び緊急行動の通報に関する指針
14	有害動植物危険度管理のためのシステムズアプローチにおける統合措置の利用
15	国際貿易における木材こん包材の規制のための指針
16	規制非検疫有害動植物：概念及び適用
17	有害動植物報告
18	植物検疫措置としての放射線照射の使用のための指針
19	規制有害動植物リストのための指針
20	植物検疫輸入規制制度のための指針
21	規制非検疫有害動植物のための有害動植物危険度解析
22	有害動植物低発生地域の設定のための要件
23	検査の指針
24	植物検疫措置の同等の決定と認定に関する指針
25	トランジット中の積荷
26	ミバエ類の有害動植物無発生地域の設定
27	規制有害動植物の診断プロトコル
28	規制有害動植物に対する植物検疫措置
29	有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定
30	ミバエ類の有害動植物低発生地域の設定（仮題）
31	積荷のサンプリングのための方法論（仮題）

ここでは、現在策定されているISPMの中から主なものについて概説する。

【No.1：国際貿易における植物の保護と植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則】

IPPCの理解を助けることを目的としており、IPPCに基づく基本原則、実施上の原則を記述している。IPPC及びISPMに具体化されている植物保護の原則について解説している。

【No.2：有害動植物危険度解析（PRA）の枠組み】

PRA手続きの枠組みを提供するもので、危険度解析の3つのステージ、開始、有害動植物危険度評価及び有害動植物危険度管理について記述している。特に、開始ステージに焦点を当て、情報収集記録、リスクコミュニケーション、不確実性及び整合性について述べている。

【No.4：有害動植物無発生地域（PFA）の設定のための要件】

輸出される植物規制品目に対し植物検疫証明を行うためのリスク管理の選択肢として、PFAを設定及び使用する要件又は、PFAを保護するために輸入国がとるべき植物検疫措置の科学的正当性を裏付けるための要件を記述している。

【No.5：植物検疫用語集】

IPPC及びISPMの履行のために国際的に調和された用語の定義・使用法を提供するために作成された用語集である。

【No.7：輸出証明システム】

IPPCの第5条に規定する植物検疫証明書発給のための各国の検疫制度について記述している。①輸入国の植物検疫要求事項の確認、②輸出証明の際、当該荷口が要求事項に適合していることの確認等が要件として定められている。

【No.8：地域における有害動植物の状況の決定】

ある地域における有害動植物の発生状況を決定する際の有害動植物の記録及びその他の情報の使用について、適正な報告の方法及び有害動植物の発生状況の分類の方法について詳述している。

【No.9：有害動植物根絶計画のための指針】

有害動植物の無発生地域を設定するための根絶計画の構成要素を記述したもので、有害動植物の入り込みの直後に定着・まん延を防ぐための緊急措置、定着した有害動植物を防除するための措置（無発生地域の設定）について説明している。

【No.12：植物検疫証明書のための指針】

IPPCに規定する植物検疫証明書及び再輸輸出

物検疫証明書の作成と発給要件について加盟国植物防疫機関への指針を提供している。

【No.13：不適合及び緊急行動の通報に関する指針】

①特定の輸入積荷が植物検疫要件に適合していない重大な事例、②輸入積荷が植物検疫証明書の文書上の要件に適合しない重大な事例、③規制有害動植物が輸入実績から発見された場合に対し、各国が実施すべき通報について記述している。

【No.15：国際貿易における木材こん包材の規制のための指針】

未加工の木材で作成されたこん包材による有害動植物の侵入・まん延のリスクを減ずるための植物検疫措置について記述している。

【No.19：規制有害動植物リストのための指針】

IPPCが、締約国に求めている規制有害動植物の一覧表について、その作成、更新、提供に関する手続きを記述している。

【No.20：植物検疫輸入規制制度のための指針】

輸入規制制度の構成及び運用について、また、当該制度の制定、運用及び改訂の際に考慮すべき権利、義務及び責任について記述している。

【No.27：規制有害動植物の診断プロトコル】

IPPCの規制有害動植物に関する診断手順の構成及び内容に関する指針及び国際貿易に関連する規制有害動植物の公的な診断に関する手続き及び方法を記述しており、信頼できる診断を行うための最小限の要件を提供している。

【No.28：規制有害動植物に対する植物検疫措置】

国際貿易される規制品目に係る規制有害動植物の防除に関する植物検疫処理であって、植物検疫措置に関する委員会（CPM）で評価、採択されたものが附属書Iに記載される（2008年11月現在該当無し）。なお、本ISPMは加盟国における農薬登録や処理要件は含んでおらず、各国に委ねられている。

3. 現在策定中のISPM案

現在、IPPCで新たに策定を進めている主なISPM案としては、「植物検疫上のリスクによる品目の分類」、「国際貿易における無菌ばれいしょの増殖資材及びミニチューバー」、「隔離検疫施設の構造と運営」、「ミバ工類のトラッピング手続き」などがある。

（参考：<http://www.ippc.int/>）